

第2回 熱海市伊豆山復興まちづくり推進懇話会 委員名簿

参考1

No.		委員名	備考
1	座長	<small>さいとう さかえ</small> 齊藤 栄	熱海市
2	副座長	<small>たかみ きみお</small> 高見 公雄	学識経験者
3	委員	<small>とうま たつお</small> 當摩 達夫	町内会
4	〃	<small>おおだて あつし</small> 大館 篤	
5	〃	<small>たかはし かずみ</small> 高橋 一美	
6	〃	<small>まえだ まゆみ</small> 前田 真弓	
7	〃	<small>おおた かおり</small> 太田 かおり	その他団体
8	〃	<small>おおだて せつお</small> 大館 節生	
9	〃	<small>なかじま ひでと</small> 中島 秀人	
10	〃	<small>はら こういち</small> 原 幸一	

※敬称略

第2回 熱海市伊豆山復興まちづくり推進懇話会 座席表

令和6年3月22日(金) 14:00～16:00

第3庁舎2階 第1～第3会議室

※敬称略



出入口

熱海土木事務所	公営企業部長 こまつ さとし 小松 智士	教育委員会事務局長 もりの あつし 森野 敦	消防長 ながつ よしもり 長津 義守	観光建設部次長 たつみ しゅうじ 立見 修司	
復興調整室	経営企画部次長 たなか ひでき 田中 英樹	市民生活部長 こあくつ とおる 小坏 透	危機管理監 たかく ひろし 高久 浩士	健康福祉部長 さいぐさ そういちろう 三枝 壮一郎	
復興調整室長 はまじま けんいちろう 濱島 憲一郎	都市整備課専門監 しげや よしお 渋谷 義男	観光建設部長 ほどや ひろなり 程谷 浩成	副市長 かない しんいちろう 金井 慎一郎	教育長 にいむら しげあき 新村 茂昭	経営企画部長 こばやし ふとし 小林 太

出入口

事務局	委員 おおた かおり 太田 かおり		委員 まえだ まゆみ 前田 真弓
	委員 おおだて せつお 大館 節生		委員 たかはし かずみ 高橋 一美
	委員 なかじま ひでと 中島 秀人		委員 おおだて あつし 大館 篤
	委員 はら こういち 原 幸一		委員 とうま たつお 當摩 達夫
副座長 たかみ きみお 高見 公雄		座長 さいとう さかえ 齊藤 栄	

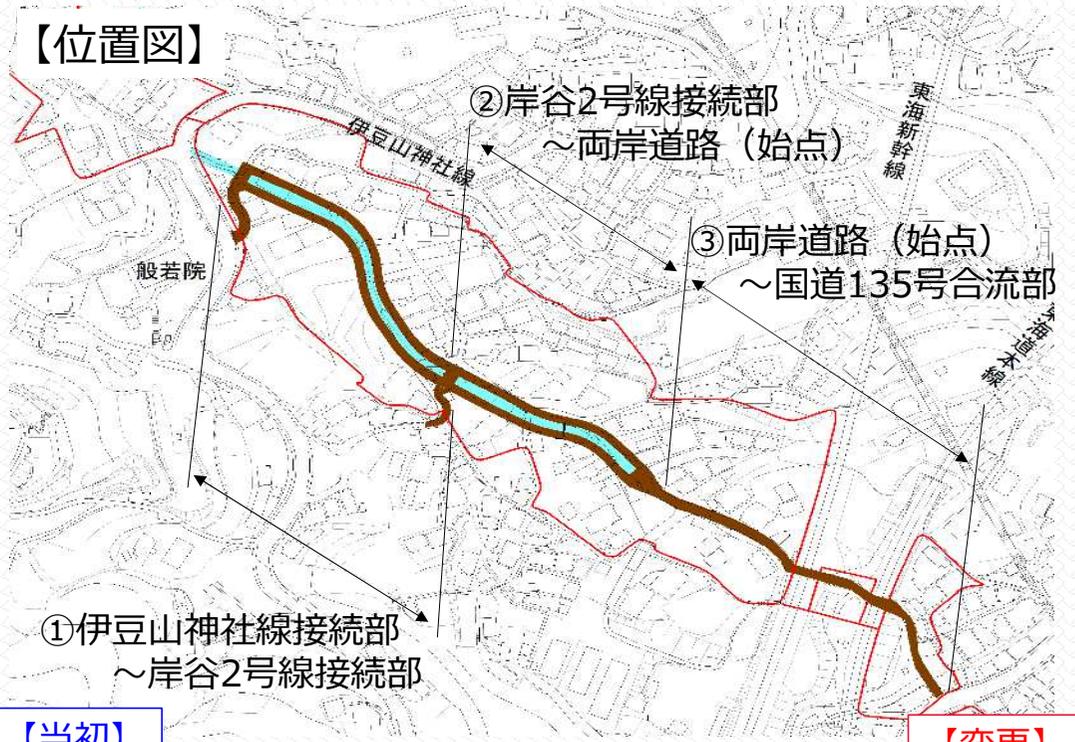
河川・道路事業の期間延長（R6→R8）

参考 2

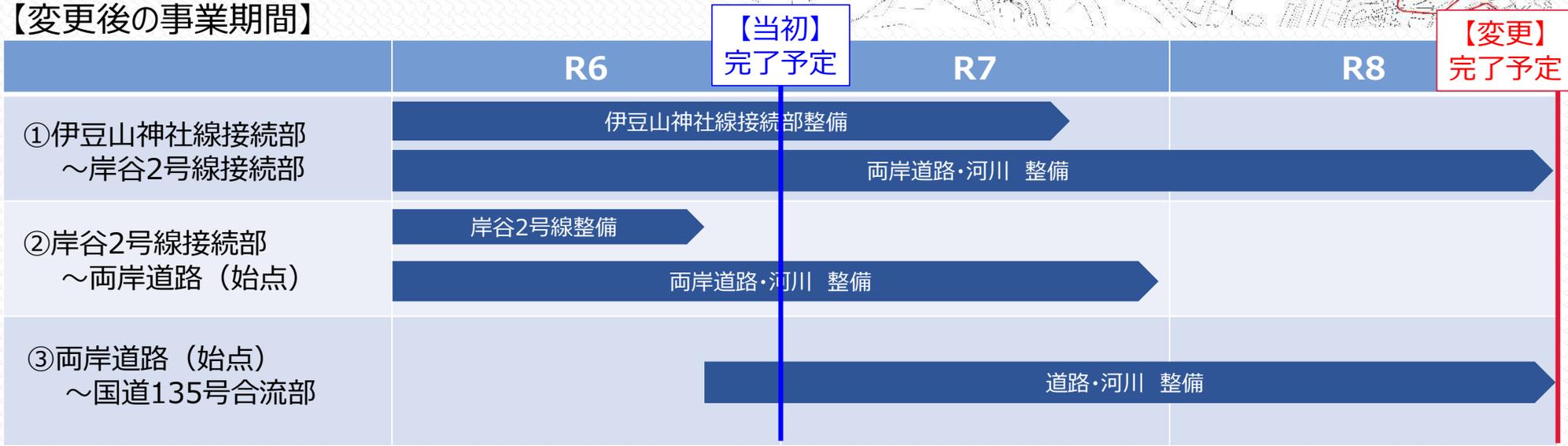
逢初川流域における、河川事業及び道路事業については、J Rとの協議や用地交渉に時間を要しているため、一部、事業工程を見直し、当初計画の令和6年度末の事業期間を令和8年度末までに変更します。

【変更理由】

- J Rをくぐる部分における、J Rとの協議に時間を要しているため。
 ※新幹線・東海道線の両方に近接し、狭く急なため、河川の設置位置や工法に制約が多いことや、工事中の列車の安全運行を確保する必要があることから、設計や鉄道事業者との協議に時間を要している。
- 一部、用地交渉に時間を要している部分があるため。

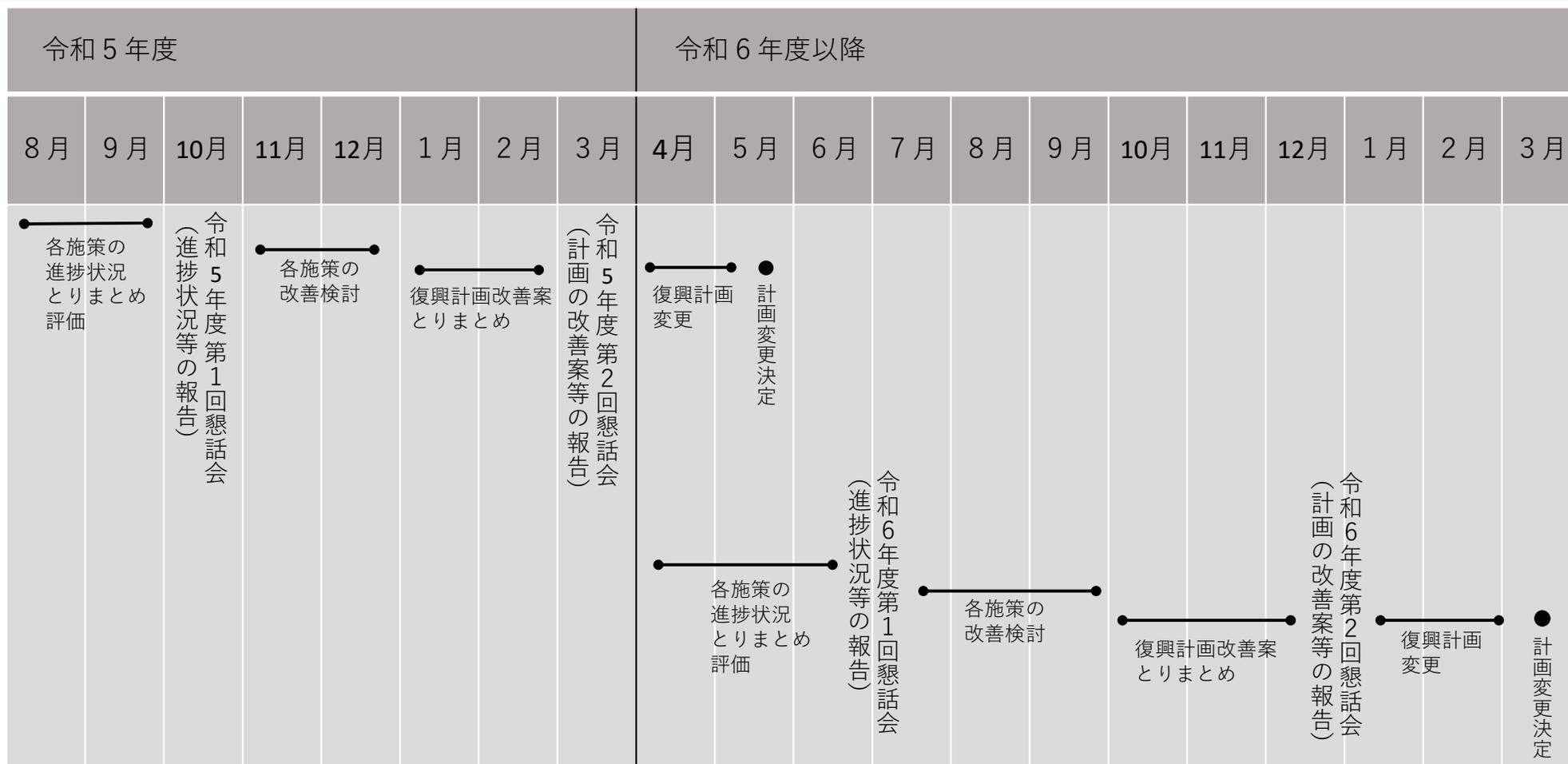


【変更後の事業期間】



熱海市伊豆山復興まちづくり推進懇話会 当面のスケジュール（イメージ）

- 懇話会は、復興計画について、被災者・町内の方の意見を聞き取り、よりよい復興を進めていくためのものです。
- 懇話会の開催については、「前年度末までの復興計画（基本計画・まちづくり計画）に基づく各施策の進捗状況を取りまとめ・評価したのについて意見をいただく場」と、「各施策の見直しなどを検討した改善案について意見をいただく場」の年2回を予定しています。



※各とりまとめ及び計画変更は「熱海市復興推進本部」で行います。
 ※当面のスケジュールであり、変更になる場合があります。

項目	意見・質問	対応・回答
事業全般	工事の順序などのスケジュールを示してもらいたい。	河川事業及び道路事業については、ＪＲとの協議や用地交渉に時間を要しているため、一部、事業工程を見直し、当初計画の令和6年度末の事業期間を令和8年度末までに変更します。
	工事中の通行車両の動線を教えてもらいたい。	暗渠区間の工事期間中は、暗渠区間は全面通行止めとなります。このため、県で歩行者通路を鉄道交差部を除いて確保いたしますが、車両につきましては通行できなくなります。また、車両の通行につきましては迂回をお願いするとともに、工事区間に隣接する方々の車の御利用につきましては、工事期間中は県が準備する代替駐車場の利用をお願いしたいと考えております。
	工事期間中、駐車場を確保してもらいたい。	仮の駐車場の位置については、工事着手までに個別に御相談させていただきます。
	地権者の了解を得られたところから、工事を進めてもらいたい。	用地買収に協力いただいた箇所から工事に着手してまいります。
	説明会での意見を、計画に反映するのか。	計画の変更が生じるような意見については、変更の必要性について検討の上、「伊豆山復興まちづくり推進懇話会」においても意見を伺い、復興計画への反映を検討してまいります。
	事業の進捗状況がわからない。	事業の進捗については、県の「逢初川だより」、熱海市の「伊豆山復興まちづくり通信」や説明会などで随時お知らせしてまいります。
	工事の影響によるライフラインの復旧は補償してもらえるのか。	工事の影響によるものについては、工事の補償基準により対応いたします。
	ガス管の仮設（地上敷設）はいつまでつづくのか。	ガス管については、河川工事が完了した後に仮復旧から本復旧となります。ご不便をおかけし申し訳ありません。
	道路、河川、公園用地以外の空き地は買収してもらえるのか。	買収希望がある土地については、事業を進めていく中で、公共用地としての必要性を検討し、買収してまいります。
	岸谷倶楽部跡地は買収できるのか。	買収するには地権者全員に交渉を行う必要があります。権利者の数が多いため、調査に時間を要しています。
河川事業	ＪＲより下流部を土地利用上、全て暗渠としてもらいたい。	逢初川のＪＲ線から下流側（国道135号まで）につきましては、現在、設計を進めています。設計にあたっては、点検が容易で、洪水の状況が把握しやすく早期の避難が可能となるように、開渠を基本に考えております。設計が完了しましたら、御説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。
	ＪＲより下流部の、公費解体で残っているコンクリート柱などは取り壊すのか。	ＪＲ線から下流の区間の計画では、ご指摘の箇所に河川を整備する方針であり、コンクリート柱等を工事によって撤去するよう考えておりますが、現在、設計中であり確定しておりません。設計が完了しましたら、御説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。
	ＪＲとの協議の状況を示してもらいたい。	ＪＲ周辺の工事に係る協議につきましては、現在、河川管理者である県が設計作業を進めながら、JR東海及びJR東日本との協議を進めているところです。ＪＲ協議については、まず、鉄道施設への影響を評価する項目を選定し、影響を予測します。その予測結果を基に影響を最小限にするための対策工を検討し、その上で、詳細設計を実施することになり、これら、各段階において協議を行い、最終的に協定を締結することで協議は完了するものです。協議の進捗につきましては、現在、対策工の検討を行っている段階です。
	下流部だけなぜ暗渠区間があるのか。	ＪＲ横過部分を開渠とすることは、膨大な時間と費用がかかるため、早期の復興の観点から、最小限暗渠としているものです。
	両岸道路を設置するために護岸が嵩上げされて、宅地との高低差が大きくなっているのか。	急峻な地形に河川とその両岸に道路を整備する計画のため、河川として必要な高さ以上に道路面が上がってしまう箇所があります。このため、宅地との高低差が大きくなる場所もあれば、小さくなる場所もあります。
	岸谷倶楽部周辺の地下水に影響しないようにしてもらいたい。	地下水を阻害しないように調査・対策を検討してまいります。

逢初川流域復旧復興事業にかかる地区別説明会（主な意見・質問と対応・回答）

参考4

項目	意見・質問	対応・回答
	生活排水は川に流せなくなるのか。	生活排水については、原則、公共下水道に接続して排水していただくことになります。公共下水道が未整備の地域において新たに住居を新築、増築、改築する場合は、合併浄化槽の設置が必要となりますので、合併浄化槽により処理をした水を河川占用許可を得たうえで、排水していただくことになります。 河川占用許可は、道路側溝へ排水管の接続をする等の（河川への接続以外に）他に取り得る手段がない場合に限り、条件を付して許可しております。個別具体的な判断となりますので、詳細は、熱海土木事務所用地管理課へお問い合わせください。

項目	意見・質問	対応・回答
道路事業	J R周辺の道路高はどのように変化するのか。	J R協議を行いながら設計を進めているところですが、設計が完了次第、お知らせをいたします。
	J R周辺の道路線形がわからない。	
	道路の高さが上がることによる、宅地との高低差への対応は補償対象となるのか。	高低差が生じることへの影響は個々の民地によって状況異なりますが、「道路事業における補償」や「宅地復旧補助金制度」を活用し、地権者にできる限り負担が無いように個々に検討しています。
	宅地が道路より低くなることで、排水に支障が生じるのではないかと。（水たまりや隣地への流入など）	道路が宅地より高くなることにより生じる雨水対策等につきましては、道路事業で（排水施設を作ることで）対応可能です。
	道路の高さが上がることなどにより、運転時に道路面が見にくくなってしまふ。	当該箇所が急峻な地形であり、道路が急勾配となっているなかで、逢初川を横断する橋梁の交差点部分だけが水平となることで、走行車両からの視距が確保しにくい可能性があります。 これについては、安全な道路整備のため、可能な範囲で必要な視距を確保できるよう調整してまいります。
	道路整備の必要性はあるのか。	現道が狭小のため、道路整備により「緊急車両の出入り」「住宅密集箇所の延焼防止」「避難・迂回ルート確保」など、防災面の安全性が向上します。 伊豆山神社線へのアクセス道路が増える他、建築基準法に基づく接道要件が解消されるなど、利便性が向上する他、景観が向上されるなど、住環境の改善に繋がるものです。
	道路整備について、交通量調査の実施したり、費用対効果を示したりしないのか。	当事業は緊急車両の通行や、一般車両の安全な通行、宅地への接道要件など、地域の生活を向上することを目的とした事業であるため、渋滞解消や移動時間の短縮などの交通量予測等の調査や費用対効果の算出は実施しておりません。
	岸谷本線の拡幅はしないのか。	岸谷本線の仲道バス停から旧岸谷クラブ間の狭隘部分については、地権者様の了解を得られたところから拡幅工事を行っています。同様に、岸谷本線のJR前後や岸谷3号線の狭隘部分についても拡幅を検討しています。
	伊豆山神社線との接続部について、右折進入時に事故発生の懸念がある。	右折注意の表示など安全対策を検討してまいります。
宅地復旧	私有地ある階段の復旧は対象となるのか。	現場の状況により異なりますので、現地確認をさせていただき判断いたします。
	宅地の土砂撤去は対象か。	
	申請期限（1年）内に申請が間に合わない可能性がある。	申請期限は1年以内ですが、ライフライン等の復旧や接道する道路の工事が完了していない場合など、個別具体的な、特段の理由があると認めるものについては、この限りではありませんのでご相談ください。
	なぜフェンスは対象外なのか。	宅地復旧補助金制度は、土石流等によって被害のあった擁壁や宅盤を復旧する制度であり、フェンスやブロック塀などの地盤を留めていないものについては対象外となります。
	建物の補助はしてもらえないのか	建物については、当補助金の対象外となります。
	排水のための測量は対象か。	排水の為の測量は、対象外となります。
	建物の補助制度（国交省「子育てエコホーム支援事業」）は活用できるのか。	個々の状況により異なりますので、詳しくは「子育てエコホーム支援事業事務局(電話番号0570-055-224)」までお問い合わせください。

項目	意見・質問	対応・回答
公園緑地	公園用地を帰還希望者の代替地とすることはできないのか。	個々の公園緑地用地毎に要件が異なりますので、ご要望がありましたら、個別にご相談をいただければと思います。
	道路や河川の復旧が進んでいない中、公園の整備をすすめるのか。	令和5年の夏から秋にかけ、御意見をいただくために公園緑地ワークショップを実施しましたが、時間をかけて進めてほしいとの意見もありました。整備の優先度は河川・道路が最優先であり、道路・河川の整備を進めながら、公園緑地の整備も計画していきたいと考えています。
	子供が少なくなっているのに、3カ所も必要なのか。	復興まちづくりWS(R4実施)及び公園緑地WS(R5実施)にて、伊豆山地区への公園設置の要望があり、公共で活用できる用地等も考慮し事業として3カ所計画をしています。皆様のご意見を伺いながら、子どもだけでなく、地域の方が利用できる公園を整備していきます。
	緑道と歩道の違いは何か。	歩道は人が歩くだけの道であり、緑道は植栽帯等の緑地がセットとなっているようなものとなります。
	維持管理に負担とならないようにしてもらいたい。	将来的なことも見据えて、検討してまいります。
その他	防災無線が聞こえづらい。高齢者でも避難情報入手しやすくしてもらいたい。	防災ラジオの有償頒布を令和6年度から行います。ご購入の前に、受信できるかの確認のために防災ラジオの貸出を行っていますので、熱海市危機管理課にお問い合わせください。また、熱海市メールマガジンや熱海市LINEの登録を推奨しています。携帯電話やスマートフォンをお持ちの方で、登録が難しく感じられる方には、市役所にご来庁の際や防災訓練、防災出前講座などの機会に登録のお手伝いをいたします。
	被災者への資料送付等の情報提供について、高齢者の場合内容が理解できないこともあるため、親族にも情報提供してもらいたい。	ご希望がある世帯は対応いたします。
	帰還希望が少ないのであれば、新規移住者を増やす施策も考えるべき。	地域の皆様のお知恵をいただきながら考えていきたいと思えます。
	工事の状況で帰還できない方の土地について、固定資産税を減免してもらいたい。	令和6年度に関しても旧警戒区域内に所在する固定資産に対する税額を一律に全額免除することとしています。所得税等の税額については、市では判断できない為、税務署が判断するところとなります。
	源頭部の産廃撤去の状況を教えてもらいたい。	熱海市伊豆山の逢初川源頭部におきまして、行政代執行により実施していた不安定土砂の撤去工事場所では、産業廃棄物の存在は確認されておりません。工事を行わなかった場所も同様です。ただし、土石流災害の起点となった場所から北西側にある産業廃棄物につきましては、令和6年1月15日から現土地所有者が撤去作業を開始しています。7月下旬頃までの日程で作業が進められる予定です。県は、計画どおりに撤去が進むよう指導を継続してまいります。また、前土地所有者に対しては、引き続き廃棄物処理法に基づいて撤去を指導してまいります。
	空家・空地の雑草を刈ってもらいたい。	行政では民間の土地の管理を行うことはできませんが、地元町内会、地元住民、行政が連携して対応できるよう、皆様のアイデアをいただきながら対応策を考えていきたいと思えます。
	電灯を増設してもらいたい。	電灯については、町内会とも連携し、設置できるようにしたいと思えます。